

スーパーフロントエンダーサービス利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社アドバンスト・メディア（以下「当社」といいます）が提供するスーパーフロントエンダーサービスの提供条件を定めるものです。

2 本サービスを利用するためには D-U-N-S Number 及び Apple Developer Enterprise Program の申請が必要になります。なお、Apple Developer Enterprise Program の証明書の有効期間が1年のため、毎年証明書の更新が必要になります。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
(1)スーパーフロントエンダーサービス（以下「本サービス」といいます）	iOS 端末から音声認識技術を利用して文字入力を迅速に行うことができるサービスをいいます。
(2)エンジンモード	チューニングの対象となる音声認識エンジンの構成要素であり、音響モデル、言語モデル、及び辞書からなります。
(3)D-U-N-S Number	Dun&Bradstreet が開発した9桁の企業識別コードのことで、世界の企業を一意に識別できる企業コードです。
(4)Apple Developer Program	Apple ユーザーにアプリケーションを配布するための開発者向けプログラムをいいます。
(5)本アプリ	本サービスを利用するための端末用アプリケーションをいいます。
(6)端末	本アプリがインストールされたスマートデバイスをいいます。
(7)契約者	本サービス利用契約を当社と締結した法人又はその他の団体をいいます。
(8)利用者	契約者が承認した本サービスを実際に利用する者をいいます。原則として契約者の従業員に限定されるものとします。有償無償を問わず、第三者への再許諾は認められません。
(9)利用契約	契約者と当社との間で成立した本サービスに関する契約をいいます。本規約は、利用契約の一部を構成するものとします。

(10)サポートサービス	本サービスに付随して提供される以下のサービスをいいます。 ①本サービスの保守 ②本サービスに関する問い合わせ対応
(11)代理店	本サービスを販売する当社の代理店をいいます。

第2章 利用契約の成立

(契約成立)

第3条 利用契約は、利用希望者が本規約に同意したうえで申し込みを行い、当該申し込みを当社が承認した時点で成立するものとします。

第3章 利用期間等

(利用期間)

第4条 本サービスの利用開始日は、利用契約成立後、契約者に対する本サービスを利用するための環境構築を行い、その旨の通知を当社が契約者に行った日とします。

2 契約者は、30日前の通知をもっていつでも本契約を解約することができます。本サービスの利用は契約者の解約の申し出がない限り継続するものとします。

3 月額基本料または本サービス利用料の支払いが1ヶ月以上遅延した場合、利用契約は自動的に解約され、契約者は本サーバーにアクセスすることができなくなり、本サービスを使用することができなくなると同時に本サーバー上のデータも消去されます。本サービスを再度利用する場合は、あらためて本サービスの利用申し込みが必要になります。

(解約)

第5条 契約者が利用契約を解約する場合の手続は以下に定めるとおりとします。

- (1) 当社又は代理店に電話、メール、又はFAXで解約希望日を申し入れてください。解約申し入れの受付時間は、第9条に定めるサポートサービス受付時間と同じとします。
 - (2) 前号に定める解約の申し入れを受け付けた後、当社又は代理店から解約通知書を送付します。解約通知書に必要事項を記入し、責任者の捺印後、当社又は代理店に返送してください。
 - (3) 当社が、前号に定める必要事項が記入され、責任者の捺印のある解約通知書の受領をもって解約通知書に記載の解約希望日に解約が成立するものとします。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部又は一部を解約できるものとします。
- (1) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき
 - (4) 破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき
 - (5) 契約者が利用契約に違反し、催告後相当期間内に当該違反を是正しない場合
- 3 前項の解約は当社から契約者への損害賠償請求権を妨げないものとします。

第4章 本サービスの提供

(本サービスの内容)

第6条 本サービスは、次の各号により構成されます。

- (1) 本アプリの使用許諾
- (2) 本サーバーへのアクセス権の許諾
- (3) サポートサービスの提供
- 2 本サービスの仕様、利用方法、利用手順等は、操作マニュアルに掲載のとおりとします。
- 3 契約者は、音声認識率の向上を期待して契約者が実際に使用している用語を利用したエンジンモードのチューニングの依頼を行うことができます。チューニング費用は、契約者が当社に提供する音声データ又はテキストデータの質及び量によって変わり、都度見積もりを行うこととなります。

(ID/PW管理)

第7条 当社は、利用契約成立後、直接又は代理店を通じて本サービスを利用するためのID/PWを契約者に通知します。

- 2 契約者は本サービスを利用する際、前項のID/PWを使用して、別途当社が定める手続を実施するものとします。
- 3 契約者は、自己のID/PWを利用者以外に使用させず、第三者と共有せず、あるいは第三者に使用許諾しないとともに、自己のID/PWの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
- 4 契約者のID/PWが第三者に使用されたことによって契約者が被る損害について、当社は一切責任を負いません。なお、契約者のID/PWにより行われた本サービスの利用は、契約者の了解のもとで行われたものとみなし、契約者はその利用についての利用料金その他一切の債務を負うものとします。
- 5 当社は、契約者のID/PWの使用状況に異常があると判断したときは、契約者の事前の承諾を得ることなく、契約者に付与したID/PWの使用を停止することができるものとします。

(端末の準備)

第8条 契約者は、当社が利用可能であるとした、または別途契約者に通知した端末を使用して本サービスを利用するものとします。

(サポートサービス)

第9条 契約者は、本サービス又は本アプリに不具合がある場合には、当社指定の電話又はメールアドレス宛に、その原因究明又は解決手段に関する問合せを行うことができるものとし、当社は、上記問合せに対し、必要な対応を行うものとします。なお、当社によるサポートサービス受付・対応時間は、平日（当社指定休日を除きます）の午前10時から午後5時までの間に限るものとします。当日の対応を原則としますが、問合せ内容、技術者の手配、又は受付時間によっては翌日以降になる場合があります。

- 2 契約者による本サービスの利用に支障が生じない程度の軽微な不具合については、当社が適当と考える時に不具合対応を行うものとします。

(一時的な中断)

第10条 当社は、次の事象が発生した場合、本サービスの提供を中断することができるものとし、適宜、適切な方法で契約者へ通知又は報告を行うものとします。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備の故障対応を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2 当社は、前項に定める他、本サービスの提供に必要な設備の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3 当社は、前二項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより、契約者に生じる不便、不

都合、損失、損害に関して責任を負わないものとし、

(本サービス内容の変更)

第11条 本サービスの内容が変更になる場合、当社又は代理店は、適宜、適切な方法で契約者に通知します。本サービス内容の変更通知後、契約者が継続して本サービスを利用した場合、契約者は変更内容を承諾したものとみなします。

(本サービスの廃止)

第12条 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約は解約されるものとします。

- (1) 本サービス廃止日の60日前までに契約者に本サービスの廃止を通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合
- (3) 本サービスの廃止について契約者と当社が合意した場合

第5章 本アプリの使用許諾

(本アプリの使用許諾)

第13条 当社は契約者に対し、本アプリを次の条件で使用する権利を許諾するものとします。

- (1) 契約者の端末上で使用する非独占、非譲渡の権利。
- (2) 契約者は、利用者以外のものに本アプリを使用させることはできません。
- 2 その理由を問わず、利用契約が終了した場合、契約者は、利用者の端末から本アプリを全て削除するものとします。

(使用権の制限)

第14条 契約者は、次の形態で本アプリを使用することはできません。

- (1) 本アプリの使用権を譲渡、貸与、その他の方法により第三者に移転又は許諾すること。
- (2) 本アプリを複製、複写し、また修正、追加等の改変を行うこと。
- (3) 本アプリのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、その他これに類する行為を行うこと。

第6章 本サービスの利用料金等

(料金等)

第15条 本サービスの利用料金は、月額基本料と本サービスの利用者数によって変動する本サービス利用料からなります。

- 2 月額基本料及び本サービス利用料は、利用契約に定めるとおりとします。
- 3 本サービスの利用開始日が月の途中であっても本サービス利用開始月から1か月分の月額基本料が課金されます。また、本サービスを終了する場合、終了日が月の中途の場合であっても1か月分の月額基本料が課金されます。
- 4 本サービス利用料は、本サービス利用開始日又は終了日が月の途中であった場合も1か月分の本サービス利用料が課金されます。
- 5 月の途中で本サービスの利用者数に変動があった場合、月中の最大利用者数で当該月の本サービス利用料が課金されます。
- 6 本サービスの利用料金は、物価の急激な変動、その他の理由によりその合理性が維持できなくなった場合、当社は見直すことができるものとします。

(本サービスの利用料金の支払い)

第16条 本サービスの利用料金（月額基本料と本サービス利用料の合計額）の支払は、当月分を翌々月末支払いとします。

- 2 契約者固有のエンジンモードを作成した場合のエン

- ジンモード作成費用の支払は、月末締め翌月末払いとします。
- 3 支払方法は、当社指定銀行口座に振り込み支払うものとします。銀行振込手数料は、契約者が負担するものとします。
 - 4 契約者の支払いが遅延した場合、当社は、契約者に対して年利14.6%の支払遅延利息を請求することができるものとします。

第7章 雑 則

(著作権)

第17条 本アプリ、関連資料、または本サービスに関連して当社が契約者に使用許諾したその他一切の著作物の著作権は、契約者と当社間においては、当社に帰属するものとします。

(品質の向上)

第18条 契約者が本サービスを利用するためにアップロードする音声データ、並びに本サービス利用の結果作成されるテキストデータ、及び単語登録データを、当社は、当社製品及びサービスの研究開発、並びに品質向上のために利用することができるものとします。ただし、契約者及びテキストデータに含まれる内容が特定できる形態で使用することはありません。契約者が、上記利用を許諾しない旨を当社に申し出た場合は、上記利用目的であっても当社は契約者がアップロードしたデータを利用いたしません。

(禁止行為)

- 第19条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
- (1) 本サービスに関する情報を改竄する行為
 - (2) 契約者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
 - (4) 第三者又は当社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
 - (5) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
 - (6) 本サービス又は本アプリを指定した端末以外で利用する行為
 - (7) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (8) 第三者又は当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (9) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (10) 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
 - (11) その他当社が不適切であると判断する行為

(秘密保持)

- 第20条 当社は、本サービスの利用のために契約者が本サーバーにアップロードする情報を本サービスの運営、運用、及び保守（当社製品及びサービスの品質向上のためにチューニングを行うことを含む）以外の目的に利用せず、またいかなる第三者にも開示いたしません。
- 2 前項の定めにかかわらず、当社は、法令等の定めに基づき又は当局から要求された場合、契約者から預託された秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を契約者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は事後速やかにこれを行うものとします。
 - 3 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

(責任の範囲)

- 第21条 当社は、本サービスにかかる音声認識に誤変換が存在しないことを保証するものではなく、契約者は、自己の責任及び判断において本サービスを利用するものとします。
- 2 当社は、法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスの契約者による利用あるいは利用不能から生じるいかなる損害に関しても、契約者に対し、一切責任を負わないものとします。
 - 3 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、若しくは契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。
 - 4 システム障害、設備障害その他その原因の如何に拘らず、本サーバーに蓄積された契約者のデータの消滅、消去に関連して契約者に生じる損失、損害、不便、不都合に関して当社はいかなる責任も負わないものとします。本サーバーに蓄積されたデータのバックアップは、契約者が契約者の責任で行うものとします。

(損害賠償)

- 第22条 契約者は、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、その旨を当社に通知するとともに、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。
- 2 当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを利用することができない時間が一暦月において24時間を超えた場合、24時間単位で月額利用料の30分の1相当額を月額利用料から減額します。
 - 3 前項に定めるものが当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを利用することができない場合の当社の責任の全てであり、本サービスを利用できないことにより契約者に生じるその他一切の損失損害から当社は、免責されるものとします。

(本規約の変更)

- 第23条 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、本サービスの利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本規約を適用するものとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、適宜、適切な方法（本サービスサイトでの掲載を含みます）で契約者に通知します。本規約の変更通知後、契約者が継続して本サービスを利用した場合、契約者は変更内容を承諾したものとみなします。

(権利義務の譲渡禁止)

第24条 契約者は、利用契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

(利用に関する事項の通知)

第25条 当社は、当社が適当と判断する方法及び範囲で、利用者が本サービスを利用するうえで必要な事項を契約者に通知するものとします。

(準拠法)

第26条 利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(裁判管轄)

第27条 利用契約に関連して契約者と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。／以上

制定：2017年9月1日
最終改定：2020年1月1日